

県互助組合への加入手続について

公立学校共済組合の資格を新たに取得された方は、互助組合に加入できます！（一部市町費等の職員を除く。）

- 1 提出書類 **任用に応じた「㊦加入申込書」**（引き続いて勤務される場合でも、共済組合員証番号が変更となったときは、提出が必要です。）
- 2 提出期限 共済組合員資格取得日から **20 日以内（互助組合必着）**



郵便事情等に注意して、提出期限内に到着するように、早めの提出を！

◎ 引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

パターン別事例	加入手続時の注意事項
<p>異動に伴い共済組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (県費職員) → (市町費職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異動先が県互助組合に加入できる場合に限りです。 ・互助組合に加入を希望する方は、新規取得された共済組合員証番号で、新たに、㊦加入申込書を共済組合員資格取得日から 20 日以内(互助組合必着) に提出してください。
<p>任期満了後、違う任用形態で採用され、共済組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (任期付職員) → (臨時的任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	
<p>共済組合員証番号は同じだが退職（共済組合員証を返納）した後、日を空けて任用されたときや、日を空けずに任用されたが、共済組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (臨時的任用職員) → (臨時的任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 (1度資格喪失) → 旧組合員証番号と同じ番号 (で新規取得)</p> <p>例. (県費負担の会計年度任用職員) → (県費負担の会計年度任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	
<p>定年退職後、再任用職員になったとき</p> <p>例. (県費職員) → (再任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	
<p>※ 県費負担の会計年度任用職員は、任用毎に必ず新たな共済組合員証番号になるので、共済組合員資格継続の手続きを行った場合でも、互助組合へ加入の手続きが必要です(同じ番号での任用更新を除く。)</p>	

(注1) ㊦加入申込書は、互助組合ホームページ (<http://www.gojo.or.jp/>) からダウンロードしてください。

(注2) 互助組合の退職医療制度加入者は、加入できません。